

令和 2 年 8 月

# 第 3 回稲城市議会定例会議案

( 8 月 2 8 日開会  
月 日閉会 )

氏 名
-----

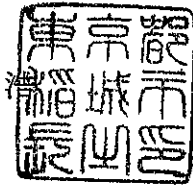


稲城市告示第100号

令和2年第3回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和2年8月21日

稲城市長 高橋 勝



記

1 期日 令和2年8月28日

2 場所 稲城市議会議場

## 令和2年第3回稲城市議会定例会 議案目録

### <条 例>

- 第61号議案 稲城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第62号議案 稲城市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 第63号議案 稲城市高齢者住宅条例の一部を改正する条例
- 第64号議案 稲城市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第65号議案 稲城市公共物管理条例の一部を改正する条例
- 第66号議案 多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部を改正する条例

### <決 算>

- 第67号議案 平成31年度東京都稲城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第68号議案 平成31年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第69号議案 平成31年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第70号議案 平成31年度東京都稲城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第71号議案 平成31年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第72号議案 平成31年度東京都稲城市下水道事業会計決算の認定について
- 第73号議案 平成31年度東京都稲城市病院事業会計決算の認定について

### <補正予算>

- 第74号議案 令和2年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）
- 第75号議案 令和2年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第76号議案 令和2年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

第77号議案 令和2年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第78号議案 令和2年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第2号）

<その他>

第79号議案 稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第80号議案 稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第81号議案 稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第82号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について

第83号議案 稲城市教育委員会委員の任命について

第84号議案 稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う厨房用消耗品の買入れについて

第85号議案 稲城市立小中学校タブレット端末等の買入れについて

第86号議案 第五次稲城市長期総合計画「基本構想」について

<報告>

第5号報告 健全化判断比率の報告について

第6号報告 資金不足比率の報告について

第7号報告 専決処分の報告について

第8号報告 平成31年度稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

第9号報告 平成31年度稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金の運用状況に関する報告

第10号報告 平成31年度稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

第61号議案

稲城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年8月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

感染症関連業務に従事した職員に対する特殊勤務手当を規定するため、稲城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

稲城市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年稲城市条例第139号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

<p>感染症関連業務手当</p>	<p>感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項の一類感染症、同条第3項の二類感染症、同条第7項の新型インフルエンザ等感染症、同条第8項の指定感染症及び同条第9項の新感染症をいう。以下この項において同じ。）の患者又はその疑いのある者に接する業務及び感染症に汚染された疑いのある場所での防疫に係る業務に従事したとき。</p>	<p>日額 1,000円</p>
------------------	--	------------------

別表第2に次のように加える。

<p>感染症関連業務手当</p>	<p>感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項の一類感染症、同条第3項の二類感染症、同条第7項の新型インフルエンザ等感染症、同条第8項の指定感染症及び同条第9項の新感染症をいう。以下この項において同じ。）の患者又はその疑いのある者に接する業務、感染症に汚染された疑いのある場所での防疫に係る業務等に従事したとき。</p>	<p>日額 2,000円（指揮活動、移送業務及び車内消毒に従事した場合は、1,000円）</p>
------------------	--	--

付 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

第62号議案

稲城市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年8月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、稲城市行政財産使用料条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。



## 稲城市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

稲城市行政財産使用料条例（昭和63年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

### 付 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市行政財産使用料条例付則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

## 第63号議案

稲城市高齢者住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年8月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、稲城市高齢者住宅条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市高齢者住宅条例の一部を改正する条例

稲城市高齢者住宅条例（平成9年稲城市条例第13号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

### 付 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市高齢者住宅条例付則第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

## 第64号議案

稲城市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年8月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、稲城市道路占用料等徴収条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

稲城市道路占用料等徴収条例（昭和48年稲城市条例第39号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

### 付 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市道路占用料等徴収条例付則第5項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

第65号議案

稲城市公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年8月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、稲城市公共物管理条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市公共物管理条例の一部を改正する条例

稲城市公共物管理条例（平成13年稲城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

### 付 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市公共物管理条例付則第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

第66号議案

多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年8月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例、多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例、多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例及び多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。



多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部を改正する条例

(多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第1条 多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成元年稲城市条例第18号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第2条 多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成4年稲城市条例第25号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第3条 多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例(平成4年稲城市条例第26号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平

均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正）

第4条 多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成4年稲城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

第74号議案

令和2年度  
東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）

令和 2 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 666,216 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,626,822 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 8 月 28 日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		593,550	263,461	857,011
	1 地方交付税	593,550	263,461	857,011
16 国庫支出金		15,634,666	339,645	15,974,311
	1 国庫負担金	5,001,374	17,375	5,018,749
	2 国庫補助金	10,613,260	322,270	10,935,530
17 都支出金		6,273,955	50,904	6,324,859
	1 都負担金	1,958,482	135	1,958,617
	2 都補助金	4,026,275	50,769	4,077,044
20 繰入金		1,318,568	△260,469	1,058,099
	1 基金繰入金	1,318,568	△260,469	1,058,099
21 繰越金		632,515	280,620	913,135
	1 繰越金	632,515	280,620	913,135
23 市債		3,138,397	△7,945	3,130,452
	1 市債	3,138,397	△7,945	3,130,452
歳 入 合 計		47,960,606	666,216	48,626,822

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		317,354	0	317,354
	1 議 会 費	317,354	0	317,354
2 総 務 費		13,346,606	91,570	13,438,176
	1 総 務 管 理 費	12,574,206	84,217	12,658,423
	2 徴 税 費	391,107	192	391,299
	3 戸籍住民基本台帳費	231,404	7,161	238,565
3 民 生 費		16,694,464	251,981	16,946,445
	1 社 会 福 祉 費	4,918,484	38,235	4,956,719
	2 児 童 福 祉 費	9,602,537	146,393	9,748,930
	3 生 活 保 護 費	2,140,321	67,353	2,207,674
4 衛 生 費		3,373,367	307,368	3,680,735
	1 保 健 衛 生 費	1,993,891	307,368	2,301,259
10 教 育 費		7,126,703	15,297	7,142,000
	2 小 学 校 費	1,451,979	4,608	1,456,587
	3 中 学 校 費	786,217	2,523	788,740
	4 幼 稚 園 費	53,990	8,099	62,089
	5 社 会 教 育 費	1,068,671	67	1,068,738
	6 保 健 体 育 費	3,349,782	0	3,349,782

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	47,960,606	666,216	48,626,822

## 第2表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
若葉台小学校 体育館屋上防 水改修事業債	7,800	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内	借入れのとき から据置期間 を含め25年以 内に償還する。 ただし、財政 その他の都合 により、据置 期間及び償還 年限を短縮し、 若しくは繰上 償還し、又は 低利に借り換 えることがで きる。	10,400	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内	借入れのとき から据置期間 を含め25年以 内に償還する。 ただし、財政 その他の都合 により、据置 期間及び償還 年限を短縮し、 若しくは繰上 償還し、又は 低利に借り換 えることがで きる。
第一調理場建 替移転事業債	2,196,500		2,068,000					
臨時財政対策 債	465,897		583,852					



歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第12款 地方交付税 (補正額 263,461 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	地方交付税	593,550	263,461	857,011		
	1 地方交付税	593,550	263,461	857,011		
					1 地方交付税	263,461
	計	593,550	263,461	857,011		

第16款 国庫支出金 (補正額 339,645 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫負担金	5,001,374	17,375	5,018,749		
	1 民生費国庫負担金	5,001,374	17,375	5,018,749		
					5 生活困窮者自立 相談支援事業費 等国庫負担金	17,105
					6 介護保険料軽減 強化負担金	270
2	国庫補助金	10,613,260	322,270	10,935,530		
	1 民生費国庫補助金	600,220	2,955	603,175		
					2 児童福祉費 補助金	2,955
	2 教育費国庫補助金	260,042	1,304	261,346		
					1 小学校費補助金	901
					2 中学校費補助金	403
	4 衛生費国庫補助金	12,685	1,427	14,112		

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	263,461
普通交付税交付額	263,461

第12款 地 方 交 付 税

(単位：千円)

説 明	
(生活福祉課)	17,105
生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(3/4)	17,105
(高齢福祉課)	270
介護保険料軽減強化負担金過年度分	270
(児童青少年課)	2,955
子ども・子育て支援交付金(1/3)	2,955
(教育総務課)	901
学校保健特別対策事業費補助金(1/2)	901
(教育総務課)	403
学校保健特別対策事業費補助金(1/2)	403

第16款 国 庫 支 出 金

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	( 4 衛生費国庫補助金)				1 保健衛生費補助金	1,427
	6 総務費国庫補助金	9,726,361	316,584	10,042,945	1 総務管理費補助金	316,584
	計	15,634,666	339,645	15,974,311		

第17款 都支出金 (補正額 50,904 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 負 担 金	1,958,482	135	1,958,617		
	1 民生費都負担金	1,957,414	135	1,957,549	6 介護保険料軽減強化負担金	135
2	都 補 助 金	4,026,275	50,769	4,077,044		
	2 民生費都補助金	1,732,856	43,050	1,775,906	2 老人福祉費補助金	4,320
					3 児童福祉費補助金	38,730
	3 衛生費都補助金	47,222	1,892	49,114	1 保健衛生費補助金	1,892

(単位：千円)

説 明	
(健康課)	1,427
子ども・子育て支援交付金(1/3・10/10)	1,262
母子保健医療対策総合支援事業国庫補助金(1/2)	165
(財政課)	307,676
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	307,676
(市民課)	8,908
社会保障・税番号制度システム整備費補助金(10/10)	8,908

第16款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	135
介護保険料軽減強化負担金過年度分	135
(高齢福祉課)	4,320
東京都介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業補助金(10/10)	4,320
(子育て支援課)	22,820
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金(10/10)	22,820
(児童青少年課)	15,910
子供・子育て支援交付金(1/3・2/3)	5,910
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金(10/10)	10,000
(健康課)	1,892
子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金(1/2)	22

第17款 都 支 出 金

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	( 3 衛生費都補助金)					
	7 教育費都補助金	559,793	5,827	565,620	1 小学校費補助金	3,707
					2 中学校費補助金	2,120
計		6,273,955	50,904	6,324,859		

第20款 繰入金 (補正額 △260,469 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基金繰入金	1,318,568	△260,469	1,058,099		
	1 財政調整基金繰入金	978,056	△260,469	717,587	1 財政調整基金繰入金	△260,469
計		1,318,568	△260,469	1,058,099		

第21款 繰越金 (補正額 280,620 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	632,515	280,620	913,135		
	1 繰越金	632,515	280,620	913,135	1 繰越金	280,620
計		632,515	280,620	913,135		

(単位：千円)

説 明	
子供・子育て支援交付金 (1/3)	1,247
とうきょうママパパ応援事業補助金 (1/6・10/10)	623
(教育総務課)	3,707
区市町村立学校新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金 (1/4・10/10)	3,707
(教育総務課)	2,120
区市町村立学校新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金 (1/4・10/10)	2,120

第17款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	△260,469
財政調整基金繰入金	△260,469

第20款 繰 入 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	280,620
繰越金	280,620

第21款 繰 越 金

第 23 款 市 債 (補正額 △7,945 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市 債	3,138,397	△7,945	3,130,452		
	6 教 育 債	2,223,700	△125,900	2,097,800		
					1 小 学 校 債	2,600
					3 学 校 給 食 債	△128,500
	7 臨 時 財 政 対 策 債	465,897	117,955	583,852		
					1 臨 時 財 政 対 策 債	117,955
	計	3,138,397	△7,945	3,130,452		



(単位：千円)

説 明	
(財政課) 若葉台小学校体育館屋上防水改修事業債	2,600 2,600
(財政課) 第一調理場建替移転事業債	△128,500 △128,500
(財政課) 臨時財政対策債	117,955 117,955

第23款 市

債



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
8 旅 費	△464	2 一般事務費（議会事務局） 464
		10 需用費 115
10 需 用 費	115	① 消耗品費 115
		タブレット端末用 115
1 消 耗 品 費	115	13 使用料及び賃借料 349
		タブレット端末賃借料 349
13 使用料及び 賃借料	349	3 議会関係費（議会事務局） △464
		8 旅費 △464
		特別旅費 △464

第1款 議 会 費

第2款 総務費 (補正額 91,570 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	総務管理費	12,574,206	84,217	12,658,423	3,161	0	0	0	81,056
	6 財産管理費	43,885	80,139	124,024	0	0	0	0	80,139
					0	0	0	0	80,139
	9 電算管理費	405,120	4,078	409,198	3,161	0	0	0	917
					3,161	0	0	0	917
2	徴 税 費	391,107	192	391,299	192	0	0	0	0
	2 賦課徴収費	91,649	192	91,841	192	0	0	0	0
					192	0	0	0	0
3	戸籍住民基本台帳費	231,404	7,161	238,565	7,161	0	0	0	0
	1 戸籍住民基本台帳費	231,404	7,161	238,565	7,161	0	0	0	0
					7,161	0	0	0	0
	計	13,346,606	91,570	13,438,176	10,514	0	0	0	81,056

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24積立金	80,139	<b>1 財産管理費（財政課）</b> <span style="float:right">80,139</span> 24積立金 <span style="float:right">80,139</span> 公共施設整備基金積立金 <span style="float:right">29,910</span> 財政調整基金積立金 <span style="float:right">357</span> 都市計画事業資金積立基金積立金 <span style="float:right">49,872</span>
10需用費	344	<b>1 電算管理運営費（情報管理課）</b> <span style="float:right">4,078</span> 10需用費 <span style="float:right">344</span> ①消耗品費 <span style="float:right">344</span> ○A機器用等 <span style="float:right">344</span>
12委託料	2,055	12委託料 <span style="float:right">2,055</span> システム開発委託 <span style="float:right">1,551</span> 運用支援委託 <span style="float:right">308</span> 機器等導入設定委託 <span style="float:right">196</span>
13使用料及び賃借料	1,679	13使用料及び賃借料 <span style="float:right">1,679</span> 機器等賃借料 <span style="float:right">1,046</span> ソフトウェア使用料 <span style="float:right">633</span>
12委託料	192	<b>1 一般事務費（収納課）</b> <span style="float:right">192</span> 12委託料 <span style="float:right">192</span> コンビニ収納代行業務委託 <span style="float:right">192</span>
12委託料	7,161	<b>2 一般事務費（市民課）</b> <span style="float:right">7,161</span> 12委託料 <span style="float:right">7,161</span> 戸籍電算システム改修委託 <span style="float:right">5,357</span> 住民基本台帳ネットワークシステム改修委託 <span style="float:right">1,804</span>

第2款 総 務 費

第3款 民生費 (補正額 251,981 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社会福祉費	4,918,484	38,235	4,956,719	23,246	4,455	0	0	10,534
	1 社会福祉総務費	373,437	30,697	404,134	22,806	0	0	0	7,891
					0	0	0	0	6,394
					0	0	0	0	300
					22,806	0	0	0	1,197
	2 心身障害者福祉費	1,688,789	1,854	1,690,643	0	0	0	0	1,854
					0	0	0	0	1,854
	3 老人福祉費	286,740	4,972	291,712	0	4,320	0	0	652
					0	4,320	0	0	184

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12委託料	2,750	2 一般事務費（生活福祉課） 6,394
19扶助費	20,056	22償還金利子及び割引料 6,394
22償還金利子及び割引料	7,891	平成31年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 6,394
		6 成年後見制度等利用者支援事業（高齢福祉課） 300
		22償還金利子及び割引料 300
		平成31年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 300
		9 生活困窮者自立相談支援等事業（生活福祉課） 24,003
		12委託料 2,750
		生活困窮者自立相談支援等事業業務委託 2,750
		19扶助費 20,056
		住居確保給付金 20,056
		22償還金利子及び割引料 1,197
		平成31年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金 1,197
22償還金利子及び割引料	1,854	1 心身障害者福祉関係事務事業（障害福祉課） 1,854
		22償還金利子及び割引料 1,854
		平成31年度障害者医療費国庫負担金返還金 752
		平成31年度更生医療費都負担金返還金 353
		平成31年度療養介護医療費都負担金返還金 10
		平成31年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 679
		平成31年度医療保健政策区市町村包括補助事業都補助金返還金 60
18負担金補助及び交付金	4,320	3 老人福祉施設整備・措置関係費（高齢福祉課） 4,504
22償還金利子及び割引料	652	18負担金補助及び交付金 4,320
		介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業補助金 4,320
		22償還金利子及び割引料 184

第3款 民 生 費

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 (3老人福祉費)					0	0	0	0	79
					0	0	0	0	389
5 国民健康保険 事業費	900,354	63	900,417	63	0	0	0	0	
				63	0	0	0	0	
6 介護保険事業費	851,146	576	851,722	304	135	0	0	137	
				304	135	0	0	137	
7 後期高齢者 事業費	793,813	73	793,886	73	0	0	0	0	
				73	0	0	0	0	
2 児童福祉費	9,602,537	146,393	9,748,930	2,989	38,730	0	0	104,674	
1 児童福祉総務費	558,701	84	558,785	34	50	0	0	0	
				34	0	0	0	0	
				0	50	0	0	0	



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		平成31年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	184
		4 みどりクラブ等関係事業(高齢福祉課)	79
		22償還金利子及び割引料	79
		平成31年度老人クラブ助成事業都補助金返還金	79
		8 介護予防・地域支え合い事業(高齢福祉課)	389
		22償還金利子及び割引料	389
		平成31年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都補助金返還金	389
27繰出金	63	2 国民健康保険事業特別会計繰出金(保険年金課)	63
		27繰出金	63
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金	63
27繰出金	576	2 介護保険特別会計繰出金(高齢福祉課)	576
		27繰出金	576
		事務費繰出金	34
		介護保険料軽減強化繰出金	542
27繰出金	73	2 後期高齢者医療特別会計繰出金(保険年金課)	73
		27繰出金	73
		事務費繰出金	73
10需用費	50	2 一般事務費(子育て支援課)	34
		12委託料	34
1 消耗品費	50	コンビニ収納代行業務委託	34
12委託料	34	3 子ども家庭支援センター運営事業(子育て支援課)	50
		10需用費	50
		①消耗品費	50

第3款 民 生 費

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2	( 1 児童福祉総務費 )								
	2 児童処遇費	8,355,093	128,601	8,483,694	0	21,770	0	0	106,831
					0	0	0	0	6,110
					0	21,770	0	0	83,536
					0	0	0	0	12,674
					0	0	0	0	4,511

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		事務用	50
18負担金補助及び 交付金	21,770	<b>3 子ども・子育て支援給付事業（子育て支援課）</b>	<b>6,110</b>
22償還金利子及び 割引料	106,831	22償還金利子及び割引料	6,110
		平成31年度子育てのための施設等利用給付交付金国庫補助金返還金	4,073
		平成31年度子育てのための施設等利用給付交付金都補助金返還金	2,037
		<b>4 保育所等運営委託・補助事業（子育て支援課）</b>	<b>105,306</b>
		18負担金補助及び交付金	21,770
		新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金	21,770
		22償還金利子及び割引料	83,536
		平成31年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金	44,233
		平成31年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	1,758
		平成31年度保育対策総合支援事業国庫補助金返還金	358
		平成31年度子どものための教育・保育給付費都負担金返還金	22,855
		平成31年度東京都認証保育所運営費等補助金返還金	2,757
		平成31年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金	1,728
		平成31年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金	203
		平成31年度幼稚園型一時預かり事業運営費等都補助金返還金	31
		平成31年度認可外保育施設利用支援事業都補助金返還金	6,356
		平成31年度保育従事職員宿舍借り上げ支援事業都補助金返還金	17
		平成31年度保育所等における児童の安全対策強化事業都補助金返還金	797
		平成31年度保育サービス推進事業都補助金返還金	1,369
		平成31年度保育力強化事業都補助金返還金	729
		平成31年度保育士等キャリアアップ都補助金返還金	345
		<b>5 障害児支援事業（障害福祉課）</b>	<b>12,674</b>
		22償還金利子及び割引料	12,674
		平成31年度児童保護費等国庫負担金返還金	8,449
		平成31年度児童保護費等都負担金返還金	4,225
		<b>6 母子父子関係事業（子育て支援課）</b>	<b>4,511</b>
		22償還金利子及び割引料	4,511
		平成31年度児童入所施設措置費等国庫負担金返還金	345

第3款 民 生 費

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2	( 2 児 童 処 遇 費 )								
	3 保 育 所 費	335,256	1,000	336,256	0	1,000	0	0	0
					0	1,000	0	0	0
	4 児 童 館 費	110,321	2,500	112,821	0	2,500	0	0	0
					0	2,500	0	0	0
	5 学 童 ク ラ ブ 費	243,166	14,208	257,374	2,955	13,410	0	0	△2,157
					2,955	12,255	0	0	△2,157

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		平成31年度母子家庭等自立支援給付金事業国庫補助金返還金	2,181
		平成31年度未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業国庫補助金返還金	1,120
		平成31年度入院助産保護費等都負担金返還金	236
		平成31年度ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業都補助金返還金	629
10需用費	1,000	1 保育所運営事業(子育て支援課)	1,000
1 消耗品費	1,000	10需用費	1,000
		①消耗品費	1,000
		第三保育園	500
		第五保育園	500
10需用費	1,005	2 児童館運営事業(児童青少年課)	2,500
1 消耗品費	1,005	10需用費	1,005
17備品購入費	495	①消耗品費	1,005
18負担金補助及び交付金	1,000	第三児童館	335
		第四児童館	335
		城山児童館	335
		17備品購入費	495
		児童館管理用	495
		18負担金補助及び交付金	1,000
		新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金	1,000
10需用費	2,345	1 学童クラブ運営事業(児童青少年課)	13,053
1 消耗品費	2,345	10需用費	2,345
12委託料	1,762	①消耗品費	2,345
17備品購入費	1,155	城山小学校学童クラブ	335
18負担金補助及び交付金	4,000	第四文化センター学童クラブ	335
22償還金利子及び割引料	4,946	第四小学校学童クラブ	335
		第六小学校学童クラブ	335
		平尾小学校学童クラブ	335
		向陽台小学校学童クラブ	335
		長峰小学校学童クラブ	335
		12委託料	1,762
		民間学童クラブ運営委託	1,762
		18負担金補助及び交付金	4,000

第3款 民 生 費



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金 4,000 22償還金利子及び割引料 4,946 平成31年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 3,038 平成31年度都型学童クラブ運営事業都補助金返還金 18 平成31年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金 1,890 <b>2 学童クラブ整備事業（児童青少年課） 1,155</b> 17備品購入費 1,155 学童クラブ管理用 1,155
22償還金利子及び割引料	67,353	<b>2 生活保護関係費（生活福祉課） 67,353</b> 22償還金利子及び割引料 67,353 平成31年度生活保護費等国庫負担金返還金 55,995 平成31年度生活保護費都負担金返還金 10,646 平成31年度中国残留邦人等援護事務国庫委託金返還金 32 平成31年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金 680

第3款 民 生 費

第4款 衛生費 (補正額 307,368 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	保 健 衛 生 費	1,993,891	307,368	2,301,259	301,592	1,892	0	0	3,884
	1 保健衛生総務費	394,514	5,031	399,545	1,592	1,892	0	0	1,547
					755	1,132	0	0	943
					731	601	0	0	531
					106	159	0	0	73
	2 予 防 費	534,481	2,337	536,818	0	0	0	0	2,337
					0	0	0	0	866
					0	0	0	0	1,471
	5 病院事業費	1,002,685	300,000	1,302,685	300,000	0	0	0	0



(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 報酬	2,830	2 一般事務費（健康課）	2,830
10 需用費	518	1 報酬	2,830
1 消耗品費	488	その他報酬	2,830
4 印刷製本費	30	第2種会計年度任用職員報酬	2,830
11 役務費	84	4 母子保健事業（健康課）	1,863
12 委託料	254	10 需用費	518
13 使用料及び賃借料	374	① 消耗品費	488
17 備品購入費	657	事業用	488
22 償還金利子及び割引料	314	④ 印刷製本費	30
		事業用	30
		13 使用料及び賃借料	374
		オンライン妊婦面接用システム利用料	374
		17 備品購入費	657
		子育て世代包括支援センター初度備品	657
		22 償還金利子及び割引料	314
		平成31年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	157
		平成31年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金	157
		8 管理運営費（健康課）	338
		11 役務費	84
		通信運搬費	84
		電話料	84
		12 委託料	254
		電話機移設等委託	254
22 償還金利子及び割引料	2,337	1 予防接種事業（健康課）	866
		22 償還金利子及び割引料	866
		平成31年度疾病予防対策事業費等国庫補助金返還金	866
		4 健康づくり推進事業（健康課）	1,471
		22 償還金利子及び割引料	1,471
		平成31年度医療保健政策区市町村包括補助事業都補助金返還金	1,471

第4款 衛生費





第10款 教育費 (補正額 15,297 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2	小 学 校 費	1,451,979	4,608	1,456,587	901	3,707	2,600	0	△2,600
	1 学 校 管 理 費	391,530	4,608	396,138	901	3,707	2,600	0	△2,600
					901	3,707	2,600	0	△2,600
3	中 学 校 費	786,217	2,523	788,740	403	2,120	0	0	0
	1 学 校 管 理 費	228,235	2,523	230,758	403	2,120	0	0	0
					403	2,120	0	0	0
4	幼 稚 園 費	53,990	8,099	62,089	0	0	0	0	8,099
	1 幼 児 教 育 援 助 費	53,990	8,099	62,089	0	0	0	0	8,099
					0	0	0	0	8,099
5	社 会 教 育 費	1,068,671	67	1,068,738	0	0	0	0	67

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	4,608	1 小学校管理運営費（教育総務課） 4,608
1 消 耗 品 費	4,608	10 需用費 4,608
		① 消耗品費 4,608
		第一小学校 269
		第二小学校 96
		第三小学校 461
		第四小学校 507
		第六小学校 390
		第七小学校 418
		向陽台小学校 556
		城山小学校 328
		長峰小学校 211
		若葉台小学校 275
		平尾小学校 682
		南山小学校 415
10 需 用 費	2,523	1 中学校管理運営費（教育総務課） 2,523
1 消 耗 品 費	2,523	10 需用費 2,523
		① 消耗品費 2,523
		第一中学校 336
		第二中学校 550
		第三中学校 426
		第四中学校 210
		第五中学校 563
		第六中学校 438
22 償還金利息及び 割 引 料	8,099	1 幼児教育振興に関する経費（子育て支援課） 8,099
		22 償還金利息及び割引料 8,099
		平成31年度私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業都補助 金返還金 8,099

第10款 教 育 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
5	3 公 民 館 費	132,257	67	132,324	0	0	0	0	67
					0	0	0	0	67
6	保 健 体 育 費	3,349,782	0	3,349,782	0	0	△128,500	0	128,500
	4 学 校 給 食 共 同 調 理 場 建 設 費	2,466,682	0	2,466,682	0	0	△128,500	0	128,500
					0	0	△128,500	0	128,500
計		7,126,703	15,297	7,142,000	1,304	5,827	△125,900	0	134,066



地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	13,717,395	13,788,627	2,672,500	1,097,757	15,363,370
補正額			△ 128,500		△ 128,500
計	13,717,395	13,788,627	2,544,000	1,097,757	15,234,870
(7) 教育債					
補正前	9,111,907	9,152,927	2,223,700	664,064	10,712,563
補正額			△ 128,500		△ 128,500
計	9,111,907	9,152,927	2,095,200	664,064	10,584,063
2 その他					
補正前	10,405,815	10,237,592	465,897	835,378	9,868,111
補正額			117,955		117,955
計	10,405,815	10,237,592	583,852	835,378	9,986,066
(3) 臨時財政対策債					
補正前	10,102,075	10,003,527	465,897	774,256	9,695,168
補正額			117,955		117,955
計	10,102,075	10,003,527	583,852	774,256	9,813,123
合 計					
補正前	24,123,210	24,026,219	3,116,497	1,933,135	25,209,581
補正額			△ 10,545		△ 10,545
計	24,123,210	24,026,219	3,105,952	1,933,135	25,199,036



第75号議案

令和2年度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和 2 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 63 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,552,912 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 8 月 28 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		848,454	63	848,517
	1 他会計繰入金	848,453	63	848,516
歳入合計		7,552,849	63	7,552,912

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		29,382	63	29,445
	2 徴税費	7,095	63	7,158
歳出合計		7,552,849	63	7,552,912



歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第7款 繰入金 (補正額 63 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	848,453	63	848,516		
	1 一般会計繰入金	848,453	63	848,516		
					1 一般繰入金	63
	計	848,454	63	848,517		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	63
一般繰入金	63

第7款 繰 入 金







第76号議案

令和2年度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和 2 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 203,264千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,630,175千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 8 月 28 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金		1,406,363	6,473	1,412,836
	1 支払基金交付金	1,406,363	6,473	1,412,836
5 都支出金		784,108	8,582	792,690
	1 都負担金	724,130	8,582	732,712
7 繰入金		906,758	576	907,334
	1 一般会計繰入金	809,134	576	809,710
8 繰越金		1,000	187,633	188,633
	1 繰越金	1,000	187,633	188,633
歳 入 合 計		5,426,911	203,264	5,630,175

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		69,105	34	69,139
	2 徴収費	6,878	34	6,912
4 基金積立金		501	93,404	93,905
	1 基金積立金	501	93,404	93,905
6 諸支出金		2,373	109,826	112,199
	1 償還金及び還付加算金	2,373	109,826	112,199
歳出合計		5,426,911	203,264	5,630,175

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 4 款 支払基金交付金 (補正額 6,473 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	支払基金交付金	1,406,363	6,473	1,412,836		
	1 介護給付費交付金	1,337,176	6,473	1,343,649		
					2 過年度分	6,473
	計	1,406,363	6,473	1,412,836		

第 5 款 都支出金 (補正額 8,582 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都負担金	724,130	8,582	732,712		
	1 介護給付費負担金	724,130	8,582	732,712		
					2 過年度分	8,582
	計	784,108	8,582	792,690		

第 7 款 繰入金 (補正額 576 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	一般会計繰入金	809,134	576	809,710		
	4 その他一般会計繰入金	130,093	576	130,669		
					1 事務費繰入金	34
					2 介護保険料軽減強化負担金繰入金	542
	計	906,758	576	907,334		

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	6,473
平成31年度介護給付費交付金精算分	6,473

第4款 支 払 基 金 交 付 金

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	8,582
平成31年度介護給付費都負担金精算分	8,582

第5款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	34
事務費繰入金	34
(高齢福祉課)	542
平成31年度介護保険料軽減強化負担金繰入金精算分	542

第7款 繰 入 金



第 8 款 繰 越 金 (補正額 187,633 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 越 金	1,000	187,633	188,633		
	1 繰 越 金	1,000	187,633	188,633		
					1 繰 越 金	187,633
	計	1,000	187,633	188,633		

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	187,633
前年度繰越金	187,633

第8款 繰 越 金















第77号議案

令和 2 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和 2 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 73千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,749,965千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月28日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		767,442	73	767,515
	1 繰入金	767,442	73	767,515
歳入合計		1,749,892	73	1,749,965

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		13,492	73	13,565
	2 徴収費	3,856	73	3,929
歳出合計		1,749,892	73	1,749,965



歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 3 款 繰 入 金 (補正額 73 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 入 金	767,442	73	767,515		
	1 一般会計繰入金	767,442	73	767,515		
					1 一般会計繰入金	73
	計	767,442	73	767,515		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 事務費繰入金	73 73

第3款 繰 入 金







第78号議案

令和 2 年 度

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第2号）

## 令和 2 年 度

### 東京都稲城市病院事業会計補正予算（第 2 号）

#### （ 総 則 ）

第 1 条 令和 2 年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

#### （業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 2 年度東京都稲城市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 2 号に定めた年間延患者数の入院「83,744人」を「76,064人」に、外来「161,140人」を「147,375人」に改め、同条第 3 号に定めた一日平均患者数の入院「229人」を「208人」に、外来「660人」を「604人」に改める。

#### （収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、運転資金に充てるため、特別減収対策企業債263,200千円を借り入れる。

		収 入		
（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）	
第 1 款 病院事業収益	7,555,244千円	△121,000千円	7,434,244千円	
第 1 項 医業収益	5,999,302千円	△563,200千円	5,436,102千円	
第 2 項 医業外収益	1,555,940千円	300,000千円	1,855,940千円	
第 3 項 特別利益	2千円	142,200千円	142,202千円	
		支 出		
（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）	
第 2 款 病院事業費用	7,555,244千円	142,200千円	7,697,444千円	
第 3 項 特別損失	2,402千円	142,200千円	144,602千円	

#### （企業債の補正）

第 4 条 予算第 5 条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	既決予定額	補正予定額	計			
特別減収 対策企業 債	0千円	263,200千円	263,200千円	証書借入 又は 証券発行	3.5%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率	借入のとき から据置期 間を含め15 年以内に償 還する。た だし、財政 その他の都 合により据 置期間及び 償還年限を 短縮し、若 しくは、繰 上償還又は 低利に借換 えることが できる。

令和2年8月28日 提出

稲城市長 高橋勝浩



令和2年度 東京都稲城市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	病 院 事 業 収 益		7,555,244	△ 121,000	7,434,244
	1	医 業 収 益	5,999,302	△ 563,200	5,436,102
		1 入 院 収 益	3,684,736	△ 337,920	3,346,816
		2 外 来 収 益	1,643,628	△ 140,403	1,503,225
		3 その他医業収益	670,938	△ 84,877	586,061
	2	医 業 外 収 益	1,555,940	300,000	1,855,940
		2 他会計負担金	972,685	300,000	1,272,685
	3	特 別 利 益	2	142,200	142,202
		2 その他特別利益	1	142,200	142,201

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
2	病 院 事 業 費 用		7,555,244	142,200	7,697,444
	3	特 別 損 失	2,402	142,200	144,602
		3 その他特別損失	1	142,200	142,201

令和 2 年 度 東 京 都 稲 城 市 病 院 事 業 会 計  
収 益 的 収 入

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	病 院 事 業 収 益		7,555,244	△ 121,000	7,434,244
	1	医 業 収 益	5,999,302	△ 563,200	5,436,102
		1 入 院 収 益	3,684,736	△ 337,920	3,346,816
		2 外 来 収 益	1,643,628	△ 140,403	1,503,225
		3 その他医業収益	670,938	△ 84,877	586,061
	2	医 業 外 収 益	1,555,940	300,000	1,855,940
		2 他会計負担金	972,685	300,000	1,272,685
	3	特 別 利 益	2	142,200	142,202
		2 その他特別利益	1	142,200	142,201

補正予算（第2号）実施計画説明書  
及び支出

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1 入院収益	△ 337,920	入院患者予定数の減	△ 337,920
1 外来収益	△ 140,403	外来患者予定数の減	△ 140,403
1 室料差額収益	△ 6,084	入院患者予定数の減	△ 6,084
2 公衆衛生活動収益	△ 38,323	健診センターの利用予定者数の減	△ 38,323
3 医療相談収益	△ 40,470	健診センターの利用予定者数の減	△ 40,470
1 他会計負担金	300,000	医業費用負担金 感染症医療に要する経費	300,000
1 その他特別利益	142,200	新型コロナウイルス感染症対策対応従事者慰労金	142,200



支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
2	病 院 事 業 費 用		7,555,244	142,200	7,697,444
	3	特 別 損 失	2,402	142,200	144,602
		3 その他特別損失	1	142,200	142,201

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 その他特別損失	142,200	新型コロナウイルス感染症対策対応従事者慰労金 142,200

第79号議案

稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

上記の議案を提出する。

令和2年8月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市固定資産評価審査委員会委員 稲葉 勝巳 の任期が令和2年10月4日付  
けで満了することに伴い、後任者を選任する必要があるため、地方税法（昭和25年  
法律第226号）第423条第3項の規定により、本案を提出する。

稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を稲城市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
稲葉 勝巳	稲城市長峰2丁目3番地の8	昭和34年6月18日

第80号議案

稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

上記の議案を提出する。

令和2年8月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市固定資産評価審査委員会委員 岩藤 真実 の任期が令和2年10月4日付  
けで満了することに伴い、後任者を選任する必要があるため、地方税法（昭和25年  
法律第226号）第423条第3項の規定により、本案を提出する。

## 稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を稲城市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
岩藤 真実	稲城市東長沼1726番地の19	昭和35年12月 9 日

第81号議案

稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

上記の議案を提出する。

令和2年8月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市固定資産評価審査委員会委員 草川 健 の任期が令和2年10月4日付けで満了することに伴い、後任者を選任する必要があるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本案を提出する。

## 稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を稲城市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
草川 健	稲城市向陽台3丁目26番地の12	昭和24年4月29日



第82号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

上記の議案を提出する。

令和2年8月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

人権擁護委員 岸田 博三 の任期が令和2年12月31日付けで満了することに伴い、後任の候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。

## 人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員会法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名	住所	生年月日
岸田 博三	稲城市向陽台4丁目2番地 みはらしの家C-404号	昭和23年3月19日

第83号議案

稲城市教育委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和2年8月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市教育委員会委員 城所 正彦 の任期が令和2年9月30日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、本案を提出する。

## 稲城市教育委員会委員の任命について

次の者を稲城市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
吉田 伸幸	稲城市矢野口164番地の31	昭和41年5月13日

第84号議案

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う厨房用消耗品の買入れについて

上記の議案を提出する。

令和2年8月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴い厨房用消耗品を買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、本案を提出する。

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う厨房用消耗品の買入れについて

次のとおり厨房用消耗品を買い入れる。

- 1 買入れの目的 稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴い厨房用消耗品を新調するため
- 2 種類及び数量 厨房用消耗品 一式
- 3 買入れの金額 8,696万6,000円
- 4 買入れの相手方 所在地 東京都府中市四谷三丁目46番1号  
名称 株式会社中西製作所 多摩営業所  
代表者 所長 有村 浩久

第85号議案

稲城市立小中学校タブレット端末等の買入れについて

上記の議案を提出する。

令和2年8月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

GIGAスクール構想を実現するためのタブレット端末等を買入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、本案を提出する。

## 稲城市立小中学校タブレット端末等の買入れについて

次のとおりタブレット端末等を買入れる。

- 1 買入れの目的 G I G Aスクール構想を実現するためのタブレット端末等を買入れるため
- 2 種類及び数量 タブレット端末 8,305台  
キーボード 6,549台  
端末保護ケース 8,305個
- 3 買入れの金額 4億1,631万2,160円
- 4 買入れの相手方 所在地 東京都立川市曙町一丁目31番2号 遠藤創進ビル  
名称 株式会社N T Tドコモ 多摩支店  
代表者 支店長 長谷川 伸也



第86号議案

第五次稲城市長期総合計画「基本構想」について

上記の議案を提出する。

令和2年8月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

第五次稲城市長期総合計画「基本構想」を策定するため、稲城市長期総合計画条例（平成30年稲城市条例第14号）第7条の規定により、本案を提出する。

## 第五次稲城市長期総合計画「基本構想」について

稲城市長期総合計画条例（平成30年稲城市条例第14号）第3条第1項の規定により、第五次稲城市長期総合計画「基本構想」を次のとおり策定する。

## 第五次稲城市長期総合計画「基本構想」

## 第五次稲城市長期総合計画「基本構想」目次

1	基本構想の趣旨	1
2	将来都市像	1
3	目標年次	1
4	想定人口	1
5	基本的な視点	2
6	ほどよく田舎 ほどよく都会なまち	3
7	まちづくりの基本目標	5
8	施策の大綱	6
	Ⅰ 【子育て・教育・文化】	
	育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城	6
	Ⅱ 【保健・医療・福祉】	
	だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城	9
	Ⅲ 【環境・経済・観光】	
	水と緑に つつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城	12
	Ⅳ 【都市基盤整備・消防・防犯】	
	安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城	17
	Ⅴ 【市民・行政】	
	みんなでつくる 持続可能な市民のまち 稲城	22

## 1 基本構想の趣旨

稲城市は、明治22（1889）年に稲城村として誕生して以来、平成31（2019）年に村制施行130周年を迎える等、長い歴史を積み重ねています。

稲城のまちなみは、網目状に広がる用水路を活用した農村地帯から、多摩ニュータウンの開発に代表される首都圏近郊の住宅都市へと変化を遂げてきました。また、市内に広がる水や緑と生活の利便性とのほどよいバランスを保ちつつ都市基盤整備を実施し、幹線道路の整備や、JR南武線の高架化によって踏切のないまちとなる等、交通の利便性と良好な環境を兼ね備えた住み良いまちとして、今日まで人口が増え続けています。

基本構想は、このような歴史的経過を踏まえつつ新しい時代を展望し、まちづくりの基本的な理念として市の目指す将来都市像とまちづくりの基本目標を掲げ、それを実現するための基本的な方向性を示します。また、様々な情勢を鑑みつつまちづくりに必要な視点を考察し、地域社会の持続的な発展とより豊かな市民生活を実現するため、市が長期的かつ総合的なまちづくりを推進するための指針として策定します。

## 2 将来都市像

緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城  
みんなでつくる 笑顔と未来

## 3 目標年次

この基本構想は、2030年代初頭を目標とします。

## 4 想定人口

令和12（2030）年の人口について、9万7千人と想定します。

## 5 基本的な視点

第五次稲城市長期総合計画は、将来都市像とまちづくりの基本目標を実現するために特に必要な視点として次の3つを挙げ、まちづくりに取り組んでいきます。

### 第1の視点 市民の力が活きるまちを目指して

稲城市では、これまで市民と行政の協働によるまちづくりを推進してきました。その中で、行政主導で行なうまちづくり、市民と協働で行なうまちづくりに加え、市民が主体的に行なうまちづくりの形も見られます。

市民が自分達の見方と目線でまちを見つめ、行政とは異なった自分達に合った方法で、身近な問題を解決してみようという市民やコミュニティの活動が行なわれています。

自分達が住むこのまちに自ら関わりこのまちを良くしていこうという意識、自分達がこのまちを形作っているという誇り、こうした「シビックプライド」を持つ市民の力が、まちづくりの中に活きるよう、市では施策を展開していきます。

### 第2の視点 SDGs (持続可能な開発目標)

稲城市のまちづくりの基本的な理念と、「だれ一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現というSDGsの理念とは、目指すべき方向性が一致しています。

SDGsのゴール時点と同じく目標年次を2030年と定める第五次稲城市長期総合計画においては、持続可能なまちづくりを推進し、同時に、その実現を通してSDGsの達成を目指します。

### 第3の視点 中間点としての2030年

日本の人口が急速に減少していく中で、高齢化は、2042年に高齢化率36.1%でピークを迎えると推定されています。この頃、人口の多い団塊ジュニア世代は65歳以上となり、20歳代となる者の数は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまるため、2040年頃に向けて生産年齢人口の減少が急激に進みます。

生産年齢人口の減少が加速する中で、全国の自治体では、公的部門と民間部門で少ない労働力を分かち合う必要があります。所得や地価が減少・下落すれば地方税収が減少する可能性もあります。自治体の運営は困難さを増すと予想されます。

第五次稲城市長期総合計画の最終年度にあたる2030年は、こうした2040年へ向けた時系列の中で、中間点にあると認識する必要があります。稲城市では2040年までの人口推移は増加が見込まれているものの、東京都や近隣自治体の多くで減少すると推計されています。少ない労働力を地域で分かち合い、社会を維持していくためには、稲城市も少ない職員数で持続的に安定した市民サービスを提供できる体制を、現時点から2040年に向けて段階的に整備していく必要があります。

## 6 ほどよく田舎 ほどよく都会なまち

令和元年に実施した市民意識調査では、世代を問わず、稲城市に住み続けたいと思っている人の割合が8割を超え、定住意向が強く出ています。その理由として、自然環境の良さや道路等の生活環境の良さ、買い物等の便利さ、人間関係の良さ等が挙げられています。

豊かな自然、立地や都市基盤整備による利便性、そこに暮らす人々の付き合い等が、稲城市の「ほどよく田舎 ほどよく都会なまち」といった住み良いイメージを作り出し、住み続けたいという意識につながっていると考えられます。

今後も、市民が世代交代しながら定住できる、「ほどよく田舎 ほどよく都会なまち」を目指してまちづくりを行なっていきます。

## (1) ほどよい規模感

17.97km<sup>2</sup>の稲城市の市域には、地域の生活拠点や6つの駅周辺の賑わい、幹線道路を中心とした交通網、多摩丘陵等の緑、生活に身近な里山、公園や農地、多摩川の清流や平坦地を流れる三沢川や大丸用水等の水辺、様々な表情を持つ地域がコンパクトにまとまっています。また、大型店舗ばかりでなく、中小規模の店舗、病院や公共施設等の生活に必要な施設が身近な生活圏内にあり、この規模感が暮らしやすさにつながっています。

また、行政区域が適度な広さである稲城市では、市民や地域と行政との距離感もほどよく、協働して各地域の特徴に応じたまちづくりを実施してきました。互いの顔が見える距離感が協働のまちづくりを推進しているともいえます。今後もこの規模感を大切に、相互理解のもと協働してまちづくりを推進していきます。

## (2) ほどよいつながり

市内の各地区では、市民による地域活動が行なわれており、市民が心地良く感じる程度の地域でのつながりが形成されています。近年、地域のつながりの希薄化、核家族化による子育て家庭の孤立といった社会的問題も生じていますが、稲城市では、伝統的な祭りや催事、新しいイベントをはじめとした地域のつながりを通して、地域全体で子どもの健やかな成長に関わっています。また、高齢化への対応が全国的に課題となっていますが、稲城市では、健康寿命を延ばす取組みとともに地域での見守り等により、高齢者だけでなく、だれもが地域で安心して暮らせるよう取り組んできています。少子化、高齢化が進行する今後、ほどよいつながりを活かした地域の助け合い、支え合いがますます重要となってきます。こうしたほどよいつながりが今後も保たれ、市民の活動により活力ある地域が実現されるよう施策を展開していきます。



### (3) ほどよく田舎 ほどよく都会

稲城市は、新宿副都心から25km圏にありながら豊かな水や緑を有し、多摩川や多摩丘陵といった景観の良さを誇っています。一方で、都市基盤整備等を通じて安全性や利便性の向上を図り、暮らしやすい都会的な部分と、水と緑あふれる生活環境とを兼ね備え、「ほどよく田舎 ほどよく都会なまち」というイメージを持った都市へと発展してきました。

緑地等の保全や、公園・街路樹の整備等に市民と協働で取り組み、ほどよく田舎な稲城を保ちつつ、交通等の利便性をさらに向上させ、生活拠点の賑わい<sup>にぎ</sup>を創出することにより、ほどよく都会な成熟したまちを目指します。

## 7 まちづくりの基本目標

将来都市像「緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城」の実現に向け、次の5つのまちづくりの基本目標を定めます。

まちづくりの基本目標を柱として、3つの基本的な視点を念頭に置きながら、行政施策の分野を体系化してまとめます。

### I 【子育て・教育・文化】

育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城

### II 【保健・医療・福祉】

だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

### III 【環境・経済・観光】

水と緑につつまれ 活力あふれる賑わい<sup>にぎ</sup>のまち 稲城

### IV 【都市基盤整備・消防・防犯】

安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

### V 【市民・行政】

みんなでつくる 持続可能な市民のまち 稲城

## 8 施策の大綱

### I 【子育て・教育・文化】 育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城

核家族化の進行や地域社会のつながりの希薄化等、子育てをめぐる家庭環境や地域社会が変化している中で、妊娠から育児に至るまで親と子が健やかに成長していくために、社会全体で支援する地域づくりを目指します。

また、教育の目的は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成にあります。

稲城市では、義務教育や生涯学習の充実、文化・芸術等に親しむ機会の提供等を通じて、学習意欲を持ち、だれもが生涯にわたり豊かで充実した人生を送ることができる社会の実現を目指します。

#### (1) 育ち育てる力の充実

育ち育てる力をみんなで応援できる地域社会をつくるため、市民、地域、関係機関及び行政がそれぞれの役割を明確にし、全ての子育て家庭への支援を充実・強化します。

##### ① 育ち育てる環境の充実

全ての家庭が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援や保育、幼児教育の充実を図るとともに、それらが利用しやすく、市民ニーズを満たすものとなるよう取組みを推進します。

##### ② 育ち育てる相談・支援体制の充実

妊娠から出産、育児の各段階に応じた、切れ目のない相談・指導・支援により、子育ての不安軽減に努め、子どもが健やかに成長することができるよう支援します。

また、児童虐待を防ぐために、相談窓口を充実させるとともに、関係機関や地域との連携・協力により、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

### ③ 青少年の健全育成

青少年が地域社会に関わり、受け入れられ、地域のつながりにより育まれ、健全に生活できるよう、人や自然とのふれあいができる機会の充実に努めます。

また、多くの青少年が地域や社会で活躍できるよう、新たな担い手となる青少年リーダーを育て、地域における青少年の健全育成活動を推進します。

## (2) 生きぬく力の育成

次代を担う子ども達が、未来を生きぬく力を身に付け、持続可能な社会づくりを担う市民になるための素地を養う教育を振興します。また、学校生活を安全に、かつ、安心して快適に送ることができるよう教育環境を整備し充実に図ります。

### ① 義務教育の内容の充実

子ども達一人ひとりが未来を生きぬく力を身に付け、持続可能な社会づくりの担い手としての素地を養うために、家庭や地域と連携し、確かな学力の育成、豊かな心や創造性の<sup>かん</sup>涵養及び健康で安全に生活する力の育成を図る教育内容の充実に取り組めます。

### ② 教育環境の充実

児童・生徒が安全で快適に学ぶ環境を確保するために、義務教育施設や設備の充実に図り、必要に応じて改修や更新を進めます。また、安全安心な学校給食を提供し、給食を通して食に関する理解を深める機会を提供します。

経済的な支援を必要とする児童・生徒の家庭に対しては、適切な援助を行ない、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる教育環境を充実させます。

### (3) 生涯にわたる学習活動と文化・芸術の振興

市民一人ひとりが自ら未来を切り拓<sup>ひら</sup>いていくために、生涯学習の重要性と必要性はますます高まっています。

全ての市民が世代に関わらず、学びながらいきいきとした暮らしを送れるよう、生涯学習を通じた「自己実現・共生・稲城らしさ」の実現を目指して効果的な取組みを推進します。

#### ① 生涯学習の推進

市民の生涯学習を推進するため、地域の情報・活動拠点となる施設を充実させ、自主的な活動の場所や機会を提供します。また、社会状況の変化を踏まえた多様な学習活動を振興するため、環境整備や担い手の育成を充実させ、学習の成果を地域社会で活かすことができるよう支援します。

図書館では、市民の幅広いニーズに応えながら、専門的な視点から、生涯を通じた学習活動の支援等を行なっていきます。そして、子ども達が本に親しみ、読書体験を通じて生きぬく力を育めるよう、読書活動を推進します。

#### ② 歴史・文化・芸術の振興

市民一人ひとりが暮らすまちの歴史や文化を身近なものとして楽しみ、誇りをもって生活することができるまちを目指し、環境を整備します。

また、かけがえのない稲城の歴史を市民に伝承し、貴重な文化財を守り活用を図るとともに、優れた文化・芸術に親しみ、楽しむことができる機会の充実を図ります。

## II 【保健・医療・福祉】だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城

市民一人ひとりが自分の健康に関心を持って生活し、安定した社会保険制度や身近な地域医療を利用しながら、生涯を通じて心身ともに健やかに暮らすことのできる地域社会を目指します。

さらに、全ての人が地域の中で、安心して自立した生活を送ることができるよう、互いを理解し合い、地域で支え合う、快適に住み続けられるまちづくりを推進します。

### (1) 健やかな暮らしと医療の充実

乳幼児から高齢者までだれもが安心して健康に暮らすことができるよう、市民の健康づくりと病気の予防を支援するとともに、身近で医療サービスが受けられるよう地域医療の充実を図ります。

また、市民のだれもがかかりつけ医等を持つことを推進し、市立病院をはじめとした病院と診療所の病診連携を図りながら、市民の健康を保持・増進するとともに、医療体制を充実させます。

#### ① 健康づくりの推進

生涯を通じて健康の保持・増進ができるよう、市民が健康的な生活習慣を重視し、主体的に健康づくりに取り組むことを支援します。そのため、予防接種や各種健診、がん検診等を推進するとともに、自分の健康は自分で守るという意識の啓発を行ない、病気の予防・早期発見に向けた取組みを充実させます。

## ② 地域医療体制の充実

市民が健康的な生活を送ることができるよう、地域医療の充実を図り、身近な医療機関としてかかりつけ医等を持つことを推進します。

また、市立病院をはじめ、地域の医療資源を円滑に活用できるよう、病診連携等により、かかりつけ医等を基礎とした地域の医療機関の相互の協力体制を推進します。さらに、保健医療と福祉の連携を図り、市民が必要な医療サービスを身近で受けられる地域医療体制を充実させます。

## ③ 市立病院の充実

市立病院では、患者の立場に立ち、多様化・高度化する地域の医療需要に対応した、安全で質の高い医療を提供するとともに、予防医療を推進し、市民の健康づくりに貢献します。

また、地域の中核病院としての役割を果たしつつ、安定した病院運営を図り、市民に親しまれ信頼される病院を目指します。

## (2) 安心して暮らせる地域福祉

地域において、個人の意思が尊重され、自立した生活を安定的に送れるよう、必要な福祉サービス等の支援を包括的に提供するとともに、ともに助け合い、支え合う地域の体制づくりに努めます。

また、安心して暮らし続けられる地域福祉を推進します。

### ① 地域福祉の展開

市民の生活課題に対応する相談支援体制の充実に努めます。

また、全ての人が地域で安心して生活できるよう、地域で支え合い、個人の尊厳が守られる体制づくりを推進します。

## ② 高齢者福祉の充実

高齢者がいつまでも元気にいきいきと、地域で見守り合い、支え合いながら暮らし、また、医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進します。

## ③ 障害者(児)福祉の充実

障害者が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、個々の特性に応じた相談支援やサービスの提供等、障害者や障害児の福祉の充実に努めます。

また、障害の重度化、障害者やその家族の高齢化が進む中、支援を必要とする人がライフステージに応じたサービスを受けられるよう、情報提供やサービス提供体制の確保に努めます。

さらに、就労等の社会参加の機会や地域との交流の場の充実に努めることで、障害への理解を深め、支え合う地域づくりの推進に努めます。

## ④ 生活の安定と自立への支援の充実

生活困窮者に対して早期に相談に応じ、関係機関等と連携して、個々の状況に応じた包括的な自立支援に取り組みます。

また、要保護世帯に対しては、生活保護を適正に実施します。

## (3) 公的医療保険と年金制度の推進

だれもが必要とする医療サービス等の制度を持続可能とするために、受益と負担の公平性を確保しながら、健全で安定した公的医療保険等の社会保険制度を適正に運用します。

### Ⅲ 【環境・経済・観光】水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城

稲城市では、多摩丘陵の東端に位置する豊富な緑と、多摩川や三沢川、大丸用水等の豊富な水とを活かしてまちづくりを行なってきましたが、都市化の進展や人口の増加、地球温暖化の影響等により、市の置かれている状況は変化しつつあります。緑を保全し、市民、企業及び行政等が一体となり、地域全体で、人と自然が共生できる環境づくりに取り組み、将来にわたり里山等の自然と生活が近接した良好な環境の持続に努めます。

また、良好な自然環境と生活環境に加え、特色ある都市農業や地域に根ざした商工業等の経済活動、スポーツ・レクリエーション活動等で生み出された活力といった魅力を観光資源として活用することで、さらに賑わいのあるまちづくりを推進します。

#### (1) 地域循環共生圏形成の推進

人と自然、人と人との共生できる環境のまち稲城を将来の世代へとつなげるため、環境負荷の低減と地球温暖化に伴う気候変動に適切に対応します。

また、公害対策や環境美化により、豊かな自然環境と生活環境を守り、多くの恵みをもたらす生物多様性を保全し、地域循環共生圏の形成を推進します。

#### ① 環境負荷の低減と地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの発生抑制、省エネルギー・省資源、再生可能エネルギーの活用といった地球環境に与える負荷を減少させる緩和策を推進するとともに、気候変動の影響を回避・軽減するための適応策を推進することで、持続可能な社会の構築に努めます。



## ② 循環型社会づくり

限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生回避（ごみになるものを断る：Refuse）、排出抑制（ごみの減量化：Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle）を基本に、市民・自治会、事業者、教育機関及び関連団体と行政との協働（Cooperation）により、資源循環型社会の形成に努めます。

## ③ 良好な生活環境の保持・増進

有害物による水質・土壌・大気汚染等を防止することを通じて豊かな自然環境を守るとともに、身近な生活環境を良好に維持し、将来世代にわたっての環境美化等、地域の中で、市民と協働して清潔で美しいまちづくりに向けて様々な取組みを推進します。

## ④ 生物多様性の保全

市内に生息する生物の多様性を持続的に守り、多様な生態系サービスを将来にわたって享受できる自然との共生社会を推進するため、地域における生物多様性の保全に努めます。

## (2) 豊かな水と緑のあるまちづくり

緑豊かな環境を将来に継承し、貴重な財産である自然景観を維持していくため、緑の保全と市街地緑化の推進を図り、四季を感じるまちづくりを進めます。

また、稲城市の特徴である水と緑のネットワークや身近に緑を感じられる場所としての公園の魅力をより一層高め、有効に活用するまちづくりを推進していきます。

### ① 自然環境の保全と緑の創出

稲城市の魅力である豊富な緑を継承していくとともに、水と緑の空間を創造し、市民共有の財産として豊かに育てていくため、景観的にも重要な樹林地や農地等、身近な緑地の保全を図ります。

あわせて、公共施設等の緑化を推進し、市街地に新たな緑を創出していきます。

### ② 水と緑・公園の魅力の向上

市民との協働により公園の整備、維持管理を行ない、だれもが集える魅力ある公園づくりに努めます。

また、市内に広がる水と緑のネットワークを活かす情報の発信を充実させ、市民が憩い、楽しめる場の提供に努めます。

### (3) 活力あふれるまちづくりと魅力の発信

活力あふれ賑わいのあるまちを目指し、活力に満ちたふれあいのある農業、来訪者が賑わいと活気を感じられ市民が豊かな生活を実現できる商工業、だれもが生涯を通じて健康で豊かに楽しめるスポーツ・レクリエーション活動、これらの全ての活性化を図るとともに、相互連携による総合的な魅力の向上を推進します。

また、市民と行政の協働による活動や稲城市観光協会の活動と合わせて、活力と賑わいの創出を一体的に推進するとともに、市内外へまちの魅力を発信します。

## ① 持続可能な都市農業の振興

都市化の進展による農地の減少や後継者不足、周辺環境の変化等、稲城市における農業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある中、農産物を供給するだけではなく、環境の保全や防災、良好な景観の形成、農作業体験・交流の場の提供といった様々なふれあい等、都市農業の持つ多面的な機能が発揮されるよう、農業者、市民、農業関係団体及び行政が相互に理解を深めながら、農地の活用に努め、他産業との連携も通じて、持続可能で活力ある都市農業の振興を図ります。

## ② 商工業の活性化

商業においては、商店街や小規模店舗の活性化等への支援を軸に、駅周辺への中小規模商業店舗の誘致等により、魅力的な商業空間の形成を目指します。さらに、市内の商業環境の変化に対応しつつ、他産業との連携や観光を契機とした商店街の活性化等にも取り組み、暮らしをより便利に、豊かにするための商業振興を進めます。

工業においては、市民のものづくりへの理解を深めつつ、人材の育成や新たな技術への対応を支援すること等により、安定した経営が継続できるよう、事業者の育成に努めます。

また、多様な働き方や市内における創業の支援等を通じ、市内でいきいきと働ける環境づくりを進めます。

### ③ スポーツ・レクリエーション活動の振興

「市民ひとり1スポーツ」を目標に、全ての市民が生涯にわたり、スポーツ・レクリエーション活動を気軽に楽しめる機会や、プロスポーツ等の魅力に触れ、スポーツに興味を持ってもらう機会の充実を図ります。

また、「スポーツを支える担い手」を育成し、スポーツを推進することで、健康増進や競技能力の向上、さらには子どもから高齢者までの世代間交流を促進し、スポーツを通じた地域の活性化に努めます。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において自転車競技ロードレースのコースとなったこと等により高まった気運を契機として、スポーツに関する意識の高まりをさらに浸透させ、レガシーとしての定着に努めることで、スポーツを活用した魅力あるまちづくりを推進します。

### ④ <sup>にぎ</sup>賑わいの創出による観光のまちづくりの推進

稲城市の恵まれた里山や多摩川・三沢川等の自然環境を活かし、既存の歴史遺産、文化財、文化・芸術活動等の観光資源の魅力に磨きをかけるとともに、新たな発掘を行ない、農業、商業、スポーツ及び市民活動等の関連分野における諸活動を観光事業につなげることにより、観光の活性化、持続化を図ります。また、よみうりランドの拡充、TOKYO GIANTS TOWN（仮称）の新設に合わせ、市内への誘客を図るために、関係各所との連携を図ります。その上で、稲城市観光協会を中心に、シビックプライドを持つ市民や関連活動団体をはじめ、企業、大学等の教育機関等と連携して、イベント等への集客力を高めます。

また、周辺地域との観光連携により交流人口を増やすとともに回遊性を高め、地域経済の振興やまちの<sup>にぎ</sup>賑わいを創出し、市内外にまちの魅力を発信することを通じて、観光のまちづくりを推進します。

#### IV 【都市基盤整備・消防・防犯】安全でだれもが安心して快適に暮らせるまち 稲城

稲城市は、豊かな水や緑と調和した都市環境を備えるとともに、東京都心部や周辺都市との交通の利便性にも優れています。良好な環境と交通の利便性を合わせ持つ優位性を活かし、安全で快適な住み良いまちを目指します。

そして、市民生活を脅かす災害や犯罪等に対しては、市民一人ひとりの意識の向上と地域での活動とを基礎に、関係団体とも一体となって、安全で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを推進します。

##### (1) 安心して暮らせるまちづくり

地域の特徴や豊かな水と緑の資源を活かし、計画的な土地利用と土地区画整理事業による市街地の一体的な整備を行ない、駅周辺等の各拠点の活性化を図ります。

また、既成市街地の再生に向けて取り組み、定住型で世代交代のできる持続可能なまちづくりを推進します。

##### ① 計画的で適切な土地利用の推進

地域の特徴や豊かな水と緑の資源を活かした、安全安心で快適なまちづくりを行なうため、計画的で適切な土地利用を推進します。

また、市街地環境の快適性、まちなみの美しさの創造等、総合的な住環境を形成するため、市街地整備の進捗状況等を踏まえ、用途地域等の変更や地区計画の拡充を進めます。

##### ② 市街地の整備

良好な住み良い環境づくりと公共施設の整備・改善を図るために、土地区画整理事業等による市街地の一体的な整備を進めます。

駅周辺等の各拠点については、商業・業務・住宅等が複合する機能性・利便性の高いまちの熟成を図ります。

### ③ 市街地の再生

多摩ニュータウン事業や土地区画整理事業等の面的整備により供給されてきた多種多様な住宅の老朽化が進む中、少子高齢化や核家族化等の近年の課題により変化する、住宅やまちのあり方への市民ニーズを的確に把握していきます。その上で、老朽化した団地再生の支援等、様々な世帯や世代が円滑に世代交代しながら暮らせるまちへの再生に取り組みます。

## (2) 便利で快適な生活環境の整備

市民生活の利便性を高めるために、道路の整備充実を図るとともに、公共交通機関の充実や自転車利用の充実等に取り組み、交通環境の向上を図ります。

また、下水道の整備により衛生的な生活環境を形成するとともに、総合的な水害対策を推進し、だれもが安全で快適に暮らすことができる、住み良いまちづくりを推進します。

### ① 道路環境の向上

周辺の都市を結ぶ広域的な幹線道路については、都道の整備促進等を関係機関に要請します。市民の日常生活に関わりの深い道路については、道路の拡幅等、交通安全や防災の視点を含めた道路網整備を進めます。

また、だれもが安心して利用できる道路を維持していくため、計画的な道路施設等の維持管理に努めます。

### ② 交通環境（モビリティ）の向上

市内の鉄道や路線バス等の公共交通の充実と利便性・安全性の向上、利用者だれもが利用しやすい施設の充実を、公共交通機関の事業者に要請するとともに、JR武蔵野南線の旅客化等の広域的な鉄道交通の充実に向け構想化されている事業について、関係機関と調整を図ります。

また、土地区画整理事業の進捗等に合わせて駅前広場等を再整備し、アクセスの向上を図るとともに、交通安全対策や利便性と安全に配慮した自転車利用の環境整備を推進し、交通環境の充実に努めます。

### ③ 衛生環境の向上

汚水排水整備区域の拡大を図り、関連事業に合わせ、下水道の整備を進めます。

老朽化する下水道管については、計画的な修繕や改築工事を進める等、適切な維持管理に努めます。

また、地方公営企業として下水道事業の経営戦略を策定し、将来にわたり安定した経営が可能となるよう経営基盤の強化に努めます。

### ④ 総合的な水害対策の推進

集中豪雨や度重なる台風の到来による浸水被害から市民の生命・財産を守るため、河川・水路の整備を進めます。整備にあたっては、治水及び利水のみならず市民が楽しめる親水機能と生態系に配慮するとともに、河川・水路の整備と連携して総合的な浸水被害対策を進めます。

## (3) 安全で安心な暮らしを守る対策

稲城市では、消防組織法に基づき、消防を十分に果たすため市長が消防の管理を行ない、消防本部、消防署及び消防団を設置しています。市民が安全で安心して生活できるよう、消防団をはじめ防災関係団体と連携した消防体制の充実に努めます。大規模災害に備え、第一に自らの命は自らが守る自助の考え方、第二に自分達のまちは自分達で守る共助の考え方、この二つの考え方に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが連携し、地域防災力の充実強化に努めます。

また、市民、警察及び関係団体等が一体となって、防犯に関する情報の共有や防犯意識の高揚を図り、自主的な防犯活動を通じて地域の防犯力の強化を推進します。

さらに、悪質商法等に巻き込まれないよう、消費生活情報の提供等を行ない、消費者意識の向上を図ることにより、安全で安心な暮らしを送れるまちを目指します。

### ① 消防体制の充実

超高齢社会や核家族化社会に対応した消防活動体制の充実、また、多摩直下地震や豪雨災害の発生を見据え、時代の変化にも的確に対応した消防機動力を計画的に整備します。

また、消防署、消防団等が連携し、実災害に即した訓練を積み重ね、即応体制を強化することにより、市民が安全で安心して生活することのできる消防体制の充実に努めます。

### ② 救急医療体制の充実

救急出動件数が増加する中で、救急に対する市民ニーズの多様化にも対応していくため、高度化する救命処置の技術に対応した救急活動体制の充実と質の向上に努めるとともに、救急車の適正利用の普及啓発を行ないます。

また、市民の応急救護能力の向上を図るとともに、二次救急医療機関である稲城市立病院をはじめとした医療機関とより一層の連携を図り、地域の救急医療体制の強化に努めます。

### ③ 地域防災活動の推進

大規模地震や集中豪雨により、甚大な人的・物的被害の発生が懸念される中、災害から市民の生命・財産を守るため、市民一人ひとりの防災意識の高揚と自主防災組織を主体とした共助の防災体制づくりを推進し、地域防災対策の環境づくりと合わせ、災害に強いまちづくりを推進します。

### ④ 防犯活動の推進

安全で安心して暮らせる社会を目指し、稲城市安全・安心まちづくり推進協議会を中心に、警察署、防犯協会、自治会、防犯活動ボランティア団体及び行政等が連携するとともに、市民一人ひとりの高い防犯意識により高まった地域の防犯力の一層の向上を目指します。さらに地域の課題や目的に向かって、自主的・実践的活動を積極的に広げていくことにより、地域ぐるみで防犯活動を推進します。



⑤ 安全で安心な消費生活の推進

安全で安心な暮らしを送れるよう、消費者団体等の活動の支援や、消費生活に関する様々な取組みを実施し、市民が「自立した消費者」として「持続可能な消費」について「つかう責任」を意識した消費行動ができるよう働きかけを進めます。

## V 【市民・行政】 みんなでつくる 持続可能な市民のまち 稲城

一人ひとりの市民が、互いの多様性や能力を認め合い、尊重し、心豊かで活力に満ちた生活を送れる地域社会を実現し、平和な社会を継承していきます。

様々な地域課題に対しては、シビックプライドを持つ市民や多様なコミュニティと行政の協働によって解決を図っていきます。

そして、全国的に労働力人口が減少し、人材や税収の減少といった困難の中にあっても、持続可能な自治体経営に取り組み、質の高い市民サービスを将来にわたり安定して提供できるまちづくりを推進します。

### (1) 互いに尊重し合う意識の醸成

市民一人ひとりが互いを大切にし、多様性を認め合う意識を醸成することで、全ての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指します。また、男女共同参画をはじめとした取組みを実施することで、一人ひとりの個性や能力が尊重され、あらゆる人が自分の意思で様々な分野に参画できる活力ある社会を推進します。さらに、稲城市平和都市宣言に基づき、平和を尊重する意識の高揚を図る等、稲城市民憲章の理念を土台とした総合的な取組みにより、平和で友愛に満ちた心豊かなまちづくりを推進します。

### (2) コミュニティの充実と交流の推進

地域の活性化や課題解決力の向上を図るため、自治会や市民活動団体等のコミュニティの形成や育成の支援を推進します。

また、国内外の都市や多文化との交流及び協力を市民が主体となって推進し、市民の人生を豊かなものにするとともに、地域の活性化を図ります。

### ① コミュニティの育成支援

市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化していく中で、地域課題解決力の向上や魅力的な地域づくりを促進するため、シビックプライドを持って活動する団体等の各種コミュニティの形成や育成の支援を推進します。

また、自治会や市民活動団体等、全てのコミュニティ間における連携・協力を促し、市民の交流活動及びコミュニティの活性化を図ります。

### ② 都市間交流・多文化交流の推進

教育・スポーツ・文化・産業等の様々な分野で、子どもから高齢者まで、市民が主体となった国内外の都市や多文化との交流を推進し、人や物の交流や相互の協力を通して地域の活性化を図ります。

また、こうした交流により様々な文化や人と出会い、つながることで、市民が幅広い視野や国際感覚を育み、これらの経験を通して人生を豊かなものとするよう交流を推進します。

### (3) 市民が参加するまちづくり

市民ニーズに対応し、地域課題を解決するため、市民が必要としている行政情報を積極的に発信・公開します。また、市民ニーズの把握に努め、さらに双方向性を意識した情報の共有化を進めていきます。

そして、様々な機会を捉え市民参加を進めるとともに、市民と行政が協力し、協働のまちづくりを推進します。

#### ① 市民と行政の情報の共有

行政に対する市民の理解と信頼を深め、協働を進めるため、市民に分かりやすく確実に伝わるよう行政情報を積極的に発信し、公開していきます。また、市民と行政が密にコミュニケーションを図り、市民ニーズの把握や情報の共有化を進めます。多様化する情報媒体の特性を活かした効果的・効率的な広報・広聴活動を推進していきます。

情報の取扱いにあたっては、個人情報に配慮し、公文書を適正に管理していきます。

#### ② 市民協働の推進

市民と行政の協働の意識を醸成するため、様々な機会を捉えて、まちづくりへの幅広い市民の参加を促します。

また、シビックプライドを持つ市民や団体と行政が互いの特徴を理解し合っ、それぞれの強みを活かし、補い合いながら、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に、地域全体で取り組む協働のまちづくりを推進します。

#### (4) 持続可能な自治体経営

少子高齢化による労働力人口の減少は、人材確保の困難さや税収の減少という自治体経営にとって大きな課題につながります。

こうした社会環境下においても持続可能な自治体経営を進めていくため、さらなる行政の効率化と財政基盤の強化に努めます。また、職員の能力と組織の生産性を高め、AI等の技術の利活用等により事務の効率化を図り、多様化する市民ニーズに応えていきます。

### ① 健全な行財政運営

少子高齢化をはじめとする社会環境の構造的な変化に適応しうるよう、新たな視点も取り入れながら、強固かつ柔軟な財政基盤を構築するとともに、将来負担の低減を図ります。また、自治体間連携や官民連携等の様々な手法により、効率的な行政サービスの提供に取り組みます。さらに、新たな市民ニーズにも対応できるよう、事業等の重点化や効率化も念頭に不断の見直しを行ない、健全な行財政運営を進めます。

### ② 行政サービスの向上を担う人材の育成と配置

自治体経営に必要な職員の確保と育成に努め、働き方改革の推進や職場環境の整備によって個々の人材を活性化します。あわせて、稲城市の持つ人的資源の能力がより効果的に発揮できる組織体制への最適化を図ることで、組織全体としての生産性を高め、効率的な行政運営を図るとともに、より質の高い行政サービスの実現を目指します。

### ③ 情報システムを活用した行政サービスの向上

AIやRPA等の発展し続けるICTやマイナンバーカードを利活用し、市民の利便性の向上を図るとともに、行政の事務の効率化を図ります。

また、多様化する市民ニーズに対応し、より質の高い市民サービスの提供を可能とする事務処理環境の整備に努めていきます。